

新潟県立荒川高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方（基本理念）

本校は単位制による定時制課程の高校である。「自主・自律」を教育目標に掲げ、生徒一人ひとりが自分の能力や適性を見出し、目標を持ち、自分の力で人生を歩いていくことができる人間となることを目指している。これを実現させるには、第一に、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめをしない」「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備など、いじめを未然に防止する活動が必要である。第二に、いじめが発生した場合には、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校のみならず家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。また、いじめた生徒に、自らの責任の重さを自覚させるとともに、いじめた生徒自身の抱える問題等にも配慮した指導が必要である。さらに、いじめの場面において周囲で傍観している生徒にも、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

2 定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条2項より）

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断する。

具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、等

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各年次主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) いじめ発生（疑い）時の対策委員会

具体的事案名による対策委員会を設置する。

構成員：校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、該当年次主任、該当学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（スクールカウンセラー）

(3) 重大事態に至るときの委員会

具体的事案名による緊急対策委員会を設置する。

構成員：校長、教頭、いじめ対策推進教員、各主任主事、該当学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（スクールカウンセラー）

※ また、校長は、対応する事案の内容に応じて、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者等の外部専門家等を必要に応じて本委員会(1)～(3)に加える。

4 課題未然防止教育による未然防止活動

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。こうした観点から、いじめが起きてからの対処、ではなく、そもそもいじめが起きないようにするため、または、生徒をいじめに向かわせないために、以下の(1)～(6)の視点による課題未然防止活動に取り組む。

(1) 教育相談が生徒指導の基盤となる、という視点

- ・不登校、ハイリスク、特性のある生徒、悩みを抱える生徒等の把握に努め、生徒ひとりひとりを大切に生徒理解と教育相談体制の充実に取り組む。

(2) 授業がストレスになっていないか、という視点

(…教師による「わかる授業づくり」)

- ・ 少人数クラスでの授業や、数多くの自由選択科目の開講という特色を生かし、生徒が参加しやすい授業、または、生徒が活躍できる授業の実現をめざす。
- ・ 教員同士が互いの授業を積極的に参観し、指導力向上を図る。
- ・ チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢、発言・発表の仕方や聞き方を身につける指導を行い、落ち着いて学べる授業づくりに取り組む。
- ・ 分かる授業づくりのために「荒川高校UDLスタンダード」に基づいた授業を展開する。
 - ① 授業の目標・流れをはっきりと示す
 - ② 指示・説明は具体的に、短くする
 - ③ 板書は文字を大きく丁寧に書き、整理・工夫して見やすいものにする

(3) 友人関係がストレッサーになっていないか、という視点

(…生徒同士の「人間関係づくり」)

- ・ 対人関係スキルの向上や、他者を尊重する心の育成をめざした様々な取組等を年間計画に位置づけ実施し、生徒の良好な人間関係を築く力を養う。
- ・ 体育祭や文化祭などの学校行事を通じて、生徒が他者と関わることの喜びや大切さに気づき、ひいては絆づくりを進め自己有用感を得られるようはたらきかける。
- ・ 全校生徒による地域美化活動や、「出前授業」といった社会体験や交流体験の機会を計画的に配置することで、クラスや学校を超えたさまざまな場面での人間関係作りを学び、社会性の育成をめざす。

(4) 自然災害等による避難生徒へのいじめはないか、という視点

- ・ 被災した生徒の心理的不安や転校による慣れない環境への不安に寄り添った指導をしているか、常に点検をし、そのような生徒のこころのケアに努める。

(5) 多様な背景を持つ生徒を理解し合えているか、という視点

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐために、LHRや総合的な探究の時間等を活用して、全ての生徒がそれを理解し、認め合う社会を創成できるようにする。
- ・ 障がいのある生徒が加害者、被害者となる場合には、個人の特性を踏まえた適切な指導ができるように、研修会等を開催し、理解を深め、支援ができるようにする。

5 発達支持的生徒指導による予兆管理活動

予兆管理活動（早期発見）の基本は、(1)生徒のささいな変化に気づくこと、(2)気づいた情報を確実に共有すること、(3)（情報に基づき）速やかに対応すること、である。

本校では、以下の視点をもって、いじめの早期発見、初期対応にあたる。

(1) 気になる変化を見逃さない、という視点

- ・ 生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。

- ・学校生活すべてにおいて、生徒の変化、遊びやふざけなどのようにも見えるもの、気になる行為を教職員全員で見逃さず、「面談シート」「対応メモ」等に記録し、管理職及びいじめ対策推進教員へ報告する。
- ・教育環境(掲示物、机、黒板、ロッカー等)や持ち物などへのいたずらは、写真を撮る等、記録し、管理職及びいじめ対策推進教員へ報告する。
- ・アンケート「いじめの実態を把握するための調査」を随時実施する。
- ・アンケートについては、原則として回収当日に複数の目でその内容を確認し、気になる記載等があった場合には、早急に管理職および、いじめ対策推進教員へ報告し、対応方法等を検討する。
- ・実施したアンケートの原本は管理職へ提出し、5年間保存するものとする。
- ・生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通して、日頃から生徒の気になる場所等、学校での様子について保護者と連絡を取り合う。

(2) 情報の共有、という視点

- ・日常の観察において気づいた情報は、随時、担任への報告とともに、「面談シート」「対応メモ」等に記録し、管理職および、いじめ対策推進教員への報告と、年次、生徒指導教育相談・保健部など関係部署で、情報を早期に共有する。
- ・担任だけではなく、生徒指導教育相談・保健部、年次団、管理職といった複数で聞き取り等を行う。
- ・アンケートや教育相談の結果をもとにした生徒理解研修会や報告会等により、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修を行う。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

(3) 初期対応、という視点

- ・「6 いじめ危機対応」を参照のこと。
- ・「荒川高校問題行動対応マニュアル」P.8に基づいて、全職員が当事者意識をもち、組織的に対応する。

6 いじめ危機対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合の手順及び対応

(1) いじめに対する判断

- ・「いじめ防止対策委員会」にいじめの疑いがある行為の報告があった場合、速やかに判断をし、初動体制(3の(2))をつくる(楽観視しない)。
- ・事実確認等の対象は、原則的に被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒の三者に対して行う。
- ・内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明らかにする。
- ・いじめ認知された場合、校長は速やかに報告書を作成し、生徒指導課に報告する(報告書原案は年次主任が作成する)。

(2) いじめられた生徒（被害生徒）とその保護者への指導・支援

- ・どのような理由があっても、被害生徒の視点に立った対応をし、徹底して守り抜く。
- ・学校や教職員の考えや対処の仕方について誠意をもって本人に伝える。その際、本人の意志を無視し、強引に解決を進めないようにする。
- ・保護者から学校への要望、学校としてできること・できないこと、保護者としてできること・できないことなどを明確にしなが、被害生徒の援助の方向性を探る。
- ・いじめられている自覚がない生徒については、本人にいじめや嫌がらせに対しての自覚を促し、それらに対しての対処法を指導する。
- ・長期的に観察と支援を続ける一方、他の教職員や周囲の生徒からも情報を得る。
- ・いじめが解消されたと思われた場合でも、最低3カ月間は全職員がみとりを続け、日頃から声かけや必要に応じて個別面談をし、被害生徒のケアに努める。
- ・必要に応じてSC・SSW等の助言を求める。

(3) いじめた生徒（加害生徒）とその保護者への指導・支援

- ・いじめた生徒の行為を、先入観を持たず冷静かつ客観的に確認する。
- ・いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続する。
- ・いじめた生徒の言い分を受容的に聞きながら、いじめをした意図を確認する。
- ・いじめの事実（客観的事実）に対しては、必要に応じて、毅然とした指導をする。
- ・いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により、直接いじめの行為についての事実を伝え、学校としての対応について説明し、問題を解決するためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。
- ・いじめの加害生徒への指導においては、「いじめ」という用語を使用しないで指導することも検討する。

(4) 観衆・傍観者への指導・支援

- ・いじめを見て見ぬふりをする傍観という態度は、いじめられている生徒にとってどのような影響をもつものかを考えさせる。
- ・いじめを見てはやし立てる行為は、直接手を下していなくても、いじめへの、加担であり、いじめと同じであることをよく理解させる。
- ・心の悩みや不安などストレスを排除し、明るい気持ちで学校生活が送れるように援助する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第二十八条により、下記のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(2) 重大事態発生時の対応

- ・重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- ・県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（3の(3)）を設置する。
- ・上記組織を中心とし、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、重大事態ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果をもとに、当該事態への必要な措置をとり、また、再発防止を図る。

8 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネットの危険性及び情報機器の使用方法について、家庭と連携のもと、教科情報、公民、特別活動等を活用し指導する。

(2) 情報モラル等メディアリテラシーについて、あらゆる場面で以下を重点的に指導する。

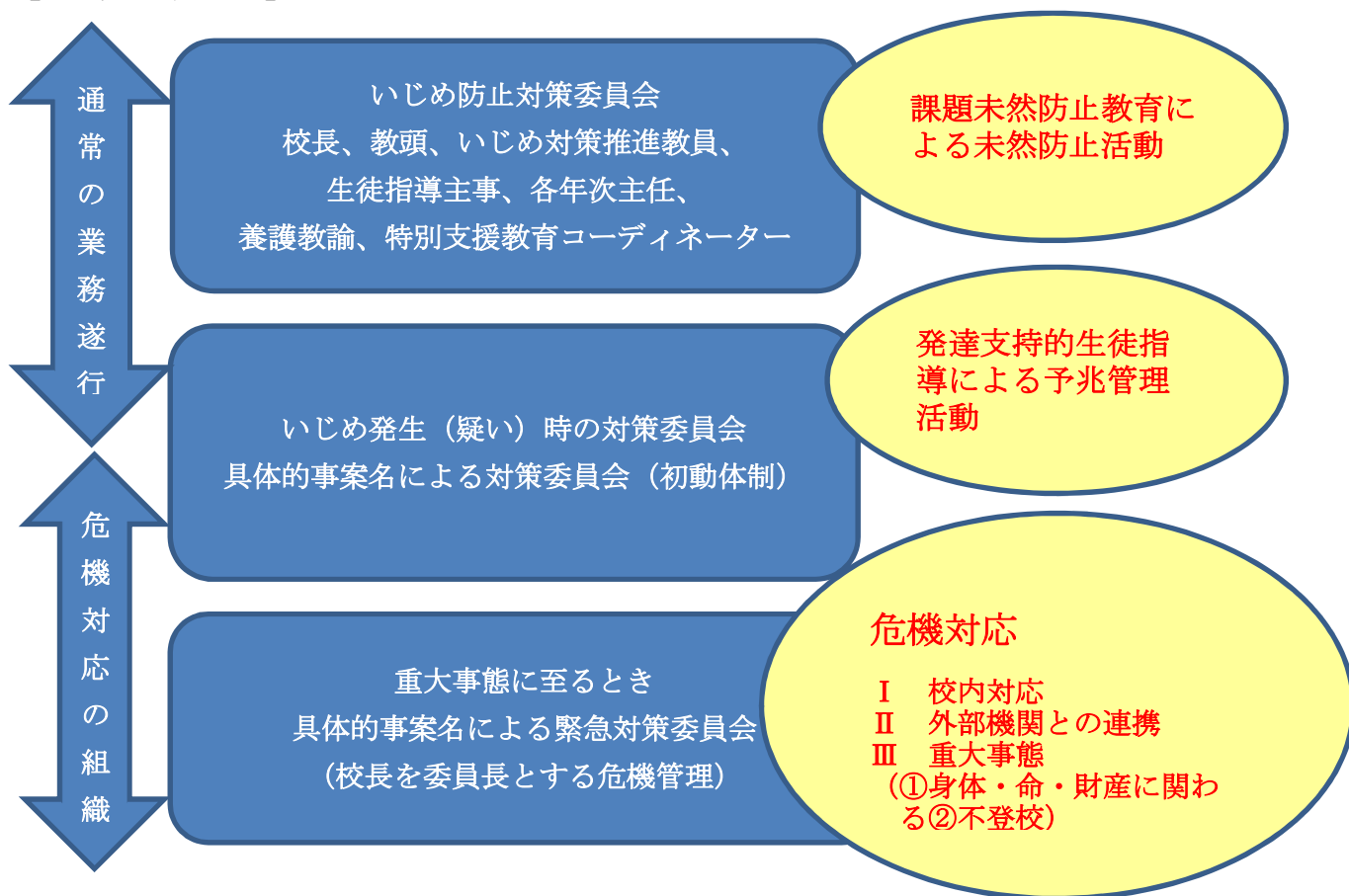
- ・インターネット上での交流の特性を理解し、その伝播力・影響力を過小評価せず、他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
- ・何が個人情報になるかを理解し、適切な取扱いと判断ができるようにすること。
- ・いじめの疑いがある情報に接した場合は、証拠画面の保存をおこない、すぐに報告・相談など適切な対応をとること。

(3) 保護者へ家庭内での指導について啓発を図り、協力体制をつくる。

9 改訂記録

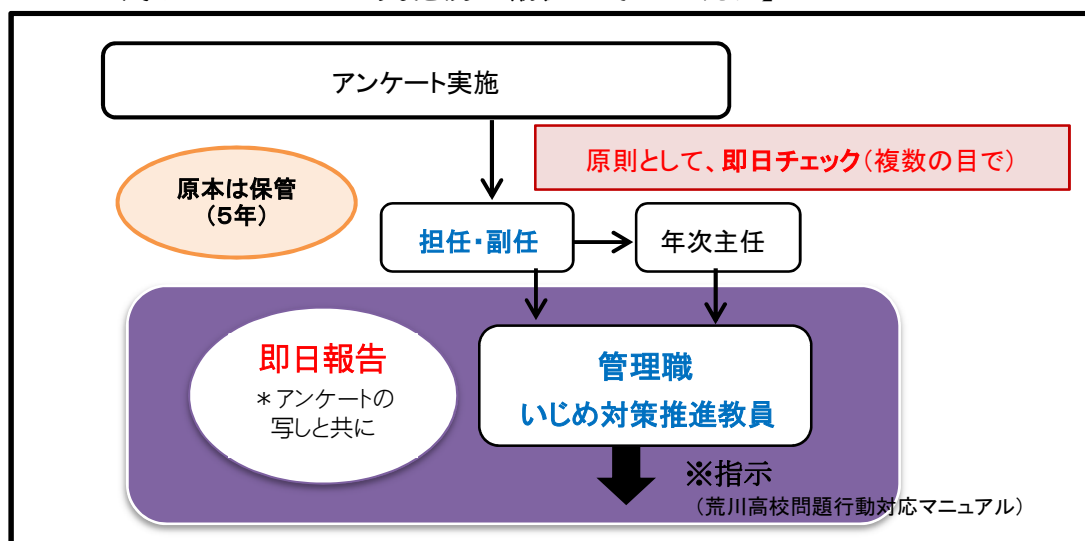
「新潟県立荒川高等学校いじめ防止基本方針」平成26年4月1日 作成
平成26年7月31日 「インターネット上のいじめ」について追加
平成29年3月15日 一部改訂
平成31年3月28日 一部改訂
令和2年3月10日 一部改訂
令和3年3月29日 一部改訂
令和4年3月25日 一部改訂
令和5年3月23日 一部改訂
令和6年3月12日 一部改訂

【組織活動概念図】



※ また、校長は、県教委からの派遣職員及び心理・福祉等の専門の他関係者を必要に応じて上記各委員会委員会に加える。

【いじめに関するアンケート実施後の報告・対応の流れ】



【アンケート回収後の流れ】

- ① 年次会を開催し、年次生徒のアンケート内容を共有
- ② 年次主任は、年次会内容を集約
- ③ 年次主任は、アンケート原本をまとめて教頭へ提出

荒川高校問題行動対応マニュアル

荒川高校問題行動対応マニュアル

事故発生後すぐ
管理職・いじめ対策推進教員へ一報

一次判断
(対応の指示)

A 緊急対応が必要な場合は事故発生時マニュアル

- B 問題行動現場での対応
 - B 1 安全確保・証拠現場確保
 - B 2 他の職員を要請
 - B 3 問題行動を本人に確認
 - B 4 個別に別室で聞き取り

- C 生徒の訴え・通報・いじめアンケート等の対応

- C 1 当該生徒から聞き取り (年次中心対応)
- C 2 必要に応じて周辺生徒の聞き取り (年次+生徒指導教育相談部)

- E 1 管理職・いじめ対策推進教員・生徒指導教育相談部・年次主任へ報告

E 2 いじめの疑い?

いじめ=心身の苦痛

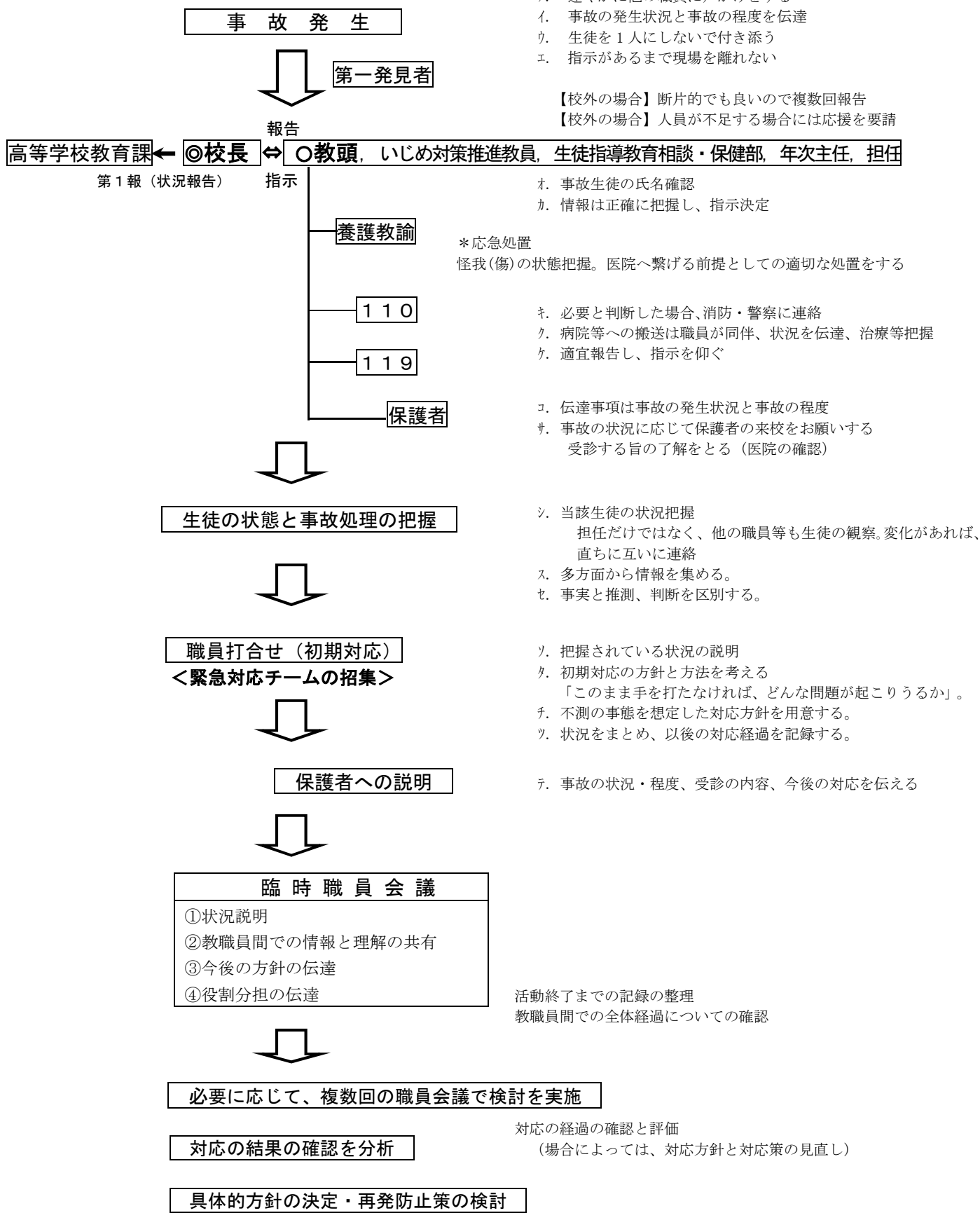
- YES
- E 3 いじめ防止対策委員会 (職員朝会時に臨時で行うこともある)
 - E 4 被害者を守る+保護者連絡 (SC・SSWの助言を求める)
 - E 5 加害者、周辺者への対応 (警察等関係機関への通報)
 - E 6 見守り (最低3ヶ月間)

- NO
- F 1 生徒指導教育相談部対応 (詳細な聞き取りを含む)
 - F 2 指導案作成
 - F 3 職員会議

- G 1 年次対応
- G 2 保護者連絡
- G 3 管理職へ報告

「小さなトラブルを軽視しない」 「早期対応で重大事案に繋げない」 「聴取は複数で実施」 「聴取後は面談シート作成」 「情報共有&保護者連絡」

事故発生時マニュアル



- ア. 速やかに他の職員に声かけをする
- イ. 事故の発生状況と事故の程度を伝達
- ウ. 生徒を1人にしないで付き添う
- エ. 指示があるまで現場を離れない

【校外の場合】断片的でも良いので複数回報告
 【校外の場合】人員が不足する場合には応援を要請

高等学校教育課 ← ◎校長 ↔ ○教頭, いじめ対策推進教員, 生徒指導教育相談・保健部, 年次主任, 担任

- オ. 事故生徒の氏名確認
- カ. 情報は正確に把握し、指示決定

* 応急処置
 怪我(傷)の状態把握。医院へ繋げる前提としての適切な処置をする

- キ. 必要と判断した場合、消防・警察に連絡
- ク. 病院等への搬送は職員が同伴、状況を伝達、治療等把握
- ケ. 適宜報告し、指示を仰ぐ

- コ. 伝達事項は事故の発生状況と事故の程度
- サ. 事故の状況に応じて保護者の来校をお願いする
 受診する旨の了解をとる(医院の確認)

- シ. 当該生徒の状況把握
 担任だけではなく、他の職員等も生徒の観察。変化があれば、直ちに互いに連絡
- ス. 多方面から情報を集める。
- セ. 事実と推測、判断を区別する。

- ソ. 把握されている状況の説明
- タ. 初期対応の方針と方法を考える
 「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるか」。
- チ. 不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ツ. 状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- テ. 事故の状況・程度、受診の内容、今後の対応を伝える

臨時職員会議

①状況説明
 ②教職員間での情報と理解の共有
 ③今後の方針の伝達
 ④役割分担の伝達

活動終了までの記録の整理
 教職員間での全体経過についての確認

必要に応じて、複数回の職員会議で検討を実施

対応の結果の確認を分析

対応の経過の確認と評価
 (場合によっては、対応方針と対応策の見直し)

具体的方針の決定・再発防止策の検討